

- 以上の鼓励类外商投资项目，由国家发展和改革委员会出具项目确认书，但应由省级（即各省、自治区、直辖市、计划单列市及新疆生产建设兵团）发展和改革委员会进行初审，并向国家发展和改革委员会提出申请；
- 投资总额在 3000 万美元以下的鼓励类外商投资项目，由省级发展和改革委员会（或经济委员会）出具项目确认书，办理权限不得再行下放；
 - 国家试点企业集团、国家计划单列企业集团不再承担外商投资项目的核准职能，也不再办理国家鼓励发展的外商投资项目进口设备免税确认事项，其免税确认书将由国家或省级发展和改革委员会（或经济委员会）办理。
- n 项目确认书的出具依据为项目申请报告的核准批复文件；
- n 项目单位应于项目申请报告核准之后、进口设备之前办理项目确认书，并在进口设备之前，凭项目确认书及其他相关文件到项目所在地直属海关办理进口免税手续；
- n 对于既涉及鼓励类，也涉及允许类或限制类建设内容的同一个外商投资项目，其项目确认书所附进口设备清单应只包括用于鼓励类建设内容的设备，用于允许类和限制类建设内容的进口设备不得列入。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.sdpc.gov.cn/zcfb/zcfbtz/tz2006/t20060306_62060.htm

除する。

- n プロジェクト確認書の取扱部門と権限の境界線について
- 総投資額が 3000 万米ドル以上の奨励類の外商投資プロジェクトは、国家発展と改革委員会がプロジェクト確認書を発給するが、省レベル（つまり、各省、自治区、直轄市、計画単列市及び新疆生産建設兵団）の発展と改革委員会が 1 回目の審査を行い、国家発展と改革委員会に申請を出さなければならない。
 - 総投資額が 3000 万米ドル以下の奨励類の外商投資プロジェクトは、省レベルの発展と改革委員会（又は経済委員会）がプロジェクト確認書を発給するとし、取扱権限はそれ以上、下位機関に委譲してはならない。
 - 国家実験的企業集団、国家計画単列企業集団は外商投資プロジェクトを認可する機能を担うことはなくなり、国家が発展を奨励する外商投資プロジェクトの輸入設備の免税の確認事項を取り扱うこともなく、その免税確認書は国家又は省レベルの発展と改革委員会（又は経済委員会）が取り扱う。
- n プロジェクト確認書を発給するにあたっての根拠は、プロジェクト申請報告の認可返答書である。
- n プロジェクト企業は、プロジェクト申請報告の認可を受けた後で、なお且つ設備を輸入する前に、プロジェクト確認書の手続きを行わなければならない、また、設備を輸入する前に、プロジェクト確認書及びその他の関係書類をもってプロジェクトの所在地の直属の税関で免税手続を行わなければならない。
- n 奨励類に関連しているが、許可類又は制限類の建設内容にも関連する同一の外商投資プロジェクトについては、そのプロジェクト確認書に添付する輸入設備リストには奨励類の建設内容に用いる設備が含まれていなければならない、許可類と制限類の建設内容に用いる輸入設備はその中に入れてはならない。

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

http://www.sdpc.gov.cn/zcfb/zcfbtz/tz2006/t20060306_62060.htm

I 电子信息产品污染控制管理办法

【发布单位】信息产业部、国家发展和改革委员会、商务部、海关总署、国家工商行政管理总局、国家质量监督检验检疫总局、国家环境保护总局

【发布文号】信息产业部、国家发展和改革委员会、商务部、海关总署、国家工商行政管理总局、国家质量监督检验检疫总局、国家环境保护总局令 第39号

【发布日期】2006-02-28

【施行日期】2007-03-01

【提 示】该办法对电子信息产品污染控制的内容及相关罚则作出了具体的规定。主要内容如下：

n 适用对象：在中国境内生产、销售和进口电子信息产品过程中控制和减少电子信息产品对环境造成污染及产生其他公害，适用该办法。但是，出口产品的生产除外。纳入该办法管理的具体电子信息产品细目和注释，将由信息产业部另行公布；

n 具体控制要求：

- 设计、生产、进口与销售电子信息产品时以及制作与使用电子信息产品的包装物时，应当符合电子信息产品有毒、有害物质或元素控制国家标准或行业标准。其中，国家标准由信息产业部商国家标准化管理委员会起草，行业标准由信息产业部商国家环境保护总局制定；
- 电子信息产品生产者或进口者应当标注如下信息：
 - a) 在产品上标注环保使用期限（该期限一般应在相关行业组织确定），未能标注的，应当在产品说明书中注明；
 - b) 在产品上标注电子信息产品含有的有毒、有害物质或元素；
 - c) 在电子信息产品的包装物上标注包装物材料名称。因产品体积或功能的限制未能作上述标注的，应当在产品说明书中注明；
- 信息产业部商国家发展和改革委员会、商务部、海关总署、国家工商行政管理总局、国家质量监督检验检疫总局、国家环境保护总局编制、调整电子信息产品污染控制重点管理目录：
 - a) 对纳入该目录的电子信

I 電子情報製品汚染制御管理弁法

【発布機関】情報産業部、国家発展と改革委員会、商務部、税関総署、国家工商行政管理総局、国家品質監督検査検疫総局、国家環境保護総局

【発布番号】情報産業部、国家発展と改革委員会、商務部、税関総署、国家工商行政管理総局、国家品質監督検査検疫総局、国家環境保護総局令 第39号

【発布日】2006-02-28

【施行日】2007-03-01

【コメント】この弁法は、電子情報製品の汚染制御の内容及び係る罰則について具体的な定めを設けている。主な内容は以下の通りである。

n 適用対象：中国域内で、電子情報製品を製造、販売、輸入する過程で、電子情報製品による環境の汚染及びその他の公害が生じることを制御し、減少させる場合、この弁法を適用する。但し、輸出製品を製造する場合は除く。この弁法の管理に組み入れる具体的な電子情報製品の詳細な項目と注釈は、情報産業部が別途に発布する。

n 具体的な制御条件：

- 電子情報製品を設計、製造、輸入、販売する場合、並びに、電子情報製品の包装物を製造、使用する場合、電子情報製品の有毒、有害物質又は元素の制御国家基準又は業界基準を満たしていなければならない。その中で、国家基準は情報産業部商国家基準化管理委員会が起草し、業界基準は情報産業部商国家環境保護総局が制定する。
 - 電子情報製品の製造者又は輸入者は下記の情報を表記しなければならない。
 - a) 製品上に環境保護使用期限（この期限は、通常、係る業界組織が確定する）を表記し、表記できないものは、製品の説明書の中で明記しなければならない。
 - b) 製品上に電子情報製品に含まれる有毒、有害な物質又は元素を表記する。
 - c) 電子情報製品の包装物上に包装物の材料名称を表記する。
- 製品の体積又は機能上の制限から、上記した表記ができない場合、製品の説明書の中で明記しなければならない。
- 情報産業部商国家発展と改革

息产品, 除应当符合该办法有关电子信息产品污染控制的规定之外, 还应当符合该目录中规定的重点污染控制要求, 如电子信息产品中不得含有有毒、有害物质或元素的实施期限;

b) 对未列入该目录的电子信息产品, 应当符合该办法有关电子信息产品污染控制的其他规定。

【法令全文】请点击以下网址查看:

http://www.mii.gov.cn/art/2006/03/02/art_521_7344.html

委員会、商務部、税関総署、国家工商行政管理総局、国家品質監督検査検疫総局、国家環境保護総局が、電子情報製品汚染制御重点管理目録を作成し、調整する。

a) この目録の中に入っている電子情報製品は、この弁法での電子情報製品汚染制御に係る規定に適合しなければならないほか、この目録で定める重点汚染制御条件にも適合しなければならない、具体的には電子情報製品の中に有毒、有害物質又は元素が含まれてはならない実施期限がある。

b) この目録の中に入っていない電子情報製品は、この弁法の電子情報製品汚染制御についての他の規定に適合しなければならない。

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

http://www.mii.gov.cn/art/2006/03/02/art_521_7344.html

I 上海市地方税务局关于对本市部分外商投资企业有关地方所得税优惠政策延期执行至 2006 年底的通知

【发布单位】上海市地方税务局

【发布文号】沪地税外【2006】14 号

【发布日期】2006-02-27

【施行日期】2006-02-27

【提 示】该通知规定, 下列外商投资企业可继续执行上海市原规定的地方所得税优惠政策至 2006 年底:

- n 设立在上海市虹桥、闵行、漕河泾经济技术开发区内的生产性外商投资企业;
- n 设立在上海市浦东新区内的外商投资企业;
- n 设立在上海市的产品出口型外商投资企业和先进技术型外商投资企业。

【法令全文】请点击以下网址查看:

<http://www.csi.sh.gov.cn/qb/csi/csfg/sw/wqsds/useroobject7ai20226.html>

【注】

- ¥ 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务, 请与我们联系;
- ¥ 本栏目所公布的网址通常为官方网址, 如果无法访问, 您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

I 上海市の一部の外商投資企業の地方所得税の優遇政策を 2006 年末までに延期することについての上海市地方税務局による通知

【発布機関】上海市地方税務局

【発布番号】滬地税外【2006】14 号

【発 布 日】2006-02-27

【施 行 日】2006-02-27

【コメント】この通知では、下記の外商投資企業は上海市がもともと定めた地方所得税の優遇政策を 2006 年末まで続けて受けられることができると定めている。

- n 上海市虹橋、閔行、漕河涇經濟技術開發区内に設立した生産型外商投資企業。
- n 上海市浦東新区内に設立した外商投資企業。
- n 上海市に設立した製品輸出型外商投資企業と先端技術型外商投資企業。

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

<http://www.csi.sh.gov.cn/qb/csi/csfg/sw/wqsds/useroobject7ai20226.html>

【注】

- ¥ 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ¥ ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、 相关新信息

I 中国起草电子产品新“三包”规定，有望于2006年内施行

据中国电子商会消息，针对电子产品质量问题投诉逐年升高的现象，中国将着手制定电子产品售后服务产业标准，新的“三包”规定将有望在2006年内施行。目前，专为制定新“三包”规定的相关机构——中国电子商会消费电子产品售后服务专业委员会已经成立并开始工作。

随着家电产品消费量的增多，1996年起施行的老“三包”规定暴露出了许多问题。据中国消费者协会统计，2005年，中国针对家用电器产品质量问题的投诉比2004年上升了3.6%，而这些投诉又多数集中在空调、手机、厨房电器、计算机、平板电视等五类消费电子产品的售后服务环节。

针对这种情况，中国电子商会消费电子产品售后服务专业委员会已联合信息产业部科技司、国家工商行政管理总局消费者权益保护局、中国消费者协会开始起草消费电子产品新的“三包”规定，预计于2006年内施行。

(摘自2006年03月06日《竞报》)

I “附赠式有奖销售”乏法可依，警惕“商业贿赂”侧面规制

2006年02月国务院办公厅印发了《〈关于开展治理商业贿赂专项工作的意见〉的通知》(中办发【2006】9号)，根据这份通知，中国政府正在着手重点开展整治、查处市场交易中的“商业贿赂”案件以及类似的违规、违法案件。以往，曾有企业因为开展高额附赠式有奖销售促销活动而被认定为从事“商业贿赂”，从而遭到行政处罚。因此，“附赠式有奖销售”在实践中的风险值得注意。

附赠式有奖销售是指：经营者为了促销商品，而对购买某商品的所有消费者都附带地提供赠品或者其他经济利益的行为。附赠式有奖销售是目前比较常见的一种商业促销手段，例如经常看到的“买一赠一”等促销形式；而“商业贿赂”是指经营者为销售商品而采用财物或者其他手段贿赂对方单位或者个人的行为，是一种非法的不正当竞争行为。但是，由于“附赠式有奖销售”与“商业贿赂”都具有附赠礼品以吸引购买者、增加交易机会的性质。使得合法的“附赠式有奖销售”与非法的“商业贿赂”在实践中难以明确区分，中国的法律法规对此没有明确界定，实践中

二、 関係する新たな情報

I 中国は電子製品の新たな「三包」規定を起草し、2006年中に施行される見込み。

中国電子商会の情報によると、電子製品の品質問題についてのクレームが年々増加している現象を受け、中国は電子製品アフターサービスの産業基準の制定に着手する予定で、新たな「三包」規定が2006年中に施行されるもようだ。現在、新たな「三包」規定を専門に制定する関係機関としての中国電子商会消費電子製品アフターサービス専門委員会がすでに成立し、作業を開始している。

家電製品の消費量が増加するにともない、1996年に施行したもとの「三包」規定は数多くの問題点を明らかにした。中国消費者協会の統計によると、2005年、中国での家庭用電器製品の品質問題についてのクレームは2004年と比べ3.6%増加しており、しかもこれらのクレームはその多くが、エアコン、携帯電話、台所・調理家電、パソコン、フラットテレビの5品目の消費電子製品のアフターサービスの段階に集中していた。

このような状況に焦点をあてて、中国電子商会消費電子製品アフターサービス専門委員会は、情報産業部科技司、国家工商行政管理総局消費者権益保護局、中国消費者協会と共同で、消費電子製品の新たな「三包」規定の起草を着手し、2006年には施行されるもようである。

(2006年3月6日付「競報」の報道から抜粋)

I 「景品の懸賞付き販売」は根拠となる法律に欠けるため、「商業賄賂」としての方面での規制に用心。

2006年2月に国务院弁公庁は『「商業賄賂」の管理作業を展開することについての意見』の通知(中弁発【2006】9号)を印刷配布したが、この通知によると、中国政府は市場での取引における「商業賄賂」事件及び類似の規則違反、法律違反の事件の重点的な取締を着手したとしている。これまでに、一部の企業が高額な景品の懸賞付き販売促進活動を展開し、「商業賄賂」に従事したと見なされたことによって、行政処罰を受けている。したがって、「景品の懸賞付き販売」は実践の中でのリスクに注意する必要がある。

景品の懸賞付き販売とは、経営者が商品を販促する目的で、ある商品を購入するすべての消費者に対し、贈呈品又はその他の経済利益を附帯して提供する行為をいう。景品の懸賞付き販売で現在かなりよく見かけられる商業販促手段の1つであり、よく見られる「買一贈一(1つ購入すれば、もう1つを贈呈する)」等の販促形式等がある。また、「商業賄賂」とは経営者が商品を販売するために、財物又はその他の手段によって相手方の組織又は個人に賄賂を贈る行為をいい、不法な不正競争行為の

执法机关掌握的尺度也不统一。因此，企业在“附赠式有奖销售”的促销活动中如果处理不当，很容易被认定为商业贿赂行为，并为此承担相应的民事、行政责任。

对于“附赠式有奖销售”，目前中国的法律法规中，缺乏明确规定：

1993 年国家工商总局发布的《关于禁止有奖销售活动中不正当竞争行为的若干规定》，仅规定“有奖销售”包括：“奖励所有购买者的附赠式有奖销售和奖励部分购买者的抽奖式有奖销售。”并没有对“附赠式有奖销售”的具体行为、购买者的范围、商品与赠品价值的最高比例、赠品范围等作出明确规定。

1996 年国家工商总局发布的《关于禁止商业贿赂行为的暂行规定》第 8 条规定：“经营者在商品交易中不得向对方单位或者其个人附赠现金或者物品。但按照商业惯例赠送小额广告礼品的除外。”对于什么样的物品可以附赠，附赠什么样的物品是“商业贿赂”，什么又是小额广告礼品，则没有明确规定。立法的缺失，使得企业在促销活动中难以掌握，而往往有的企业因为向购买者赠送价格相对高昂的礼品，就被认定为从事“商业贿赂”。

根据律师调查总结，为了避免被认定为“商业贿赂”，企业可以在促销实践活动中注意掌握如下原则：

- I 从促销的目的看，不能为了推销质次价高的商品而采用附赠式有奖销售。这是《反不正当竞争法》严格禁止的；
- I 从附赠对象主体看，面向不特定多数最终消费者的附赠是合法的；如果附赠是面向具有特定商业交易关系的企业或其他机构，则该附赠有可能被认为是商业贿赂。因此，对于单位购买者（或以单位名义购买的个人），则尽量避免附赠商品；
- I 从附赠礼品的形态看，附赠广告商品是合法的，附赠现金或者具有类似金钱性质的代金券等则是被禁止的，被认为是商业贿赂的风险很大；
- I 从附赠标的物的价值看，如果附赠商品的价值明显过高，可能被认定为商业贿赂。要从一般消费者的普遍认知水平来判断：首先，广告礼品的绝对价值不能很大（一般不宜超过人民币 200 元）；其次，广告礼品相对于所销售商品的相对价值不能很大，例如，销售牙膏附赠牙刷没有问题，销售电子辞典附赠手机就有可能被认定为违规。

鉴于“商业贿赂”是中国工商行政管理部门 2006 年重点整治的对象，企业在开展附赠式有奖销售促销活动时务必要小心谨慎，最好先向律师等专业人事或者工商行政管理部门咨询确认可行性后再具体开展，以避免涉嫌“商业贿赂”而遭到查处。

（里兆律师事务所 2006 年 03 月 10 日整理编写）

1 種である。但し、「景品の懸賞付き販売」と「商業賄賂」はいずれも贈呈品を附帯させることで購買者を引き寄せ、取引の機会を増やすという性質があることから、合法的「景品の懸賞付き販売」と不法な「商業賄賂」とを実践の中で明確に区別できなくさせており、中国の法律ではこれについて明確な境界線を定めておらず、実践における法令執行機関の判断基準も一律ではない。したがって、企業が「景品の懸賞付き販売」の販促活動の中での取り扱いが適切でないと、商業賄賂行為だと見なされ、それによって係る民事、行政責任を負いやすくなってしまう。

「景品の懸賞付き販売」については、現在の中国の法令の中での明確な規定に欠けている。

1993 年に国家工商総局が發布した「懸賞付き販売活動における不正競争行為を禁止することについての若干の規定」では、「懸賞付き販売」には「すべての購買者に対しての景品の懸賞付き販売と一部の購買者に対しての抽選式懸賞付き販売」を含むとだけ定められており、「景品の懸賞付き販売」の具体的行為、購買者の範囲、商品と贈呈品の価値の最高比率、贈呈品の範囲等については明確に定められていない。

1996 年に国家工商総局が發布した「商業賄賂行為を禁止することについての暫定規定」第 8 条では「経営者は商業取引中に相手方の組織又は個人に現金又は物品を附帯して贈呈してはならない。但し、商業慣習に基づき少額の宣伝用贈呈品を贈呈する場合を除く。」と定めている。そのような物品を附帯して贈呈することができるか、どのような物品を附帯して贈呈すると「商業賄賂」になるのか、何ををもって少額の宣伝用贈呈品とするのかについては、明確に定められていない。立法上の欠陥は、企業が販促活動の中で方向性をつかみにくくしており、一部の企業が購買者にやや高価な贈呈品を贈ったために、「商業賄賂」をしたと見なされてしまったということもよくある。

弁護士の調査をまとめると、「商業賄賂」と見なされてしまわないためにも、企業は販促の実践活動において、以下の原則を守るよう注意するとよい。

- I 販促の目的から判断した場合、高価な商品を販促する目的で、景品の懸賞付き販売を行うことはできない。これは「不正競争防止法」で厳しく禁止されている。
- I 景品を贈呈する対象の主体から判断した場合、不特定多数の最終消費者に対する景品の贈呈は合法である。もしもその贈呈が特定の商取引関係にある企業又はその他の機関に対して行われる場合、この贈呈はおそらく商業賄賂と見なされる可能性がある。したがって、組織としての購買者（又は組織の名義で購買する個人）に対しては、商品の贈呈は極力避ける。
- I 贈呈品を贈呈する手法から判断した場合、宣伝用商品を贈呈するのは合法であるが、現金や金銭に類似する性質をもった商品券等を贈呈するのは禁止されており、商業賄賂と見なされるリスクが高い。

- I 贈呈する目的物の価格から判断した場合、贈呈する商品の価値が明らかに高すぎる場合、商業賄賂と見なされてしまう可能性が高い。一般消費者の普遍的な認識と水準から判断しなければならないのだが、まず、宣伝用商品の絶対価格は高すぎてはならない。(通常、200 元を超えないほうがよい。)次に、宣伝用商品が販売された商品の価格と比べて高すぎではなく、たとえば、歯磨き粉を販売して歯ブラシを贈呈するのは問題ないが、電子辞書を販売して携帯電話を贈呈する場合には規則違反と見なされる可能性が高い。

「商業賄賂」は中国工商行政管理部门が2006年に重点的に正そうとしている対象であり、企業が景品の懸賞付き販売促進活動を展開する際には十分に慎重に行う必要があり、「商業賄賂」と疑われ取り締まりを受けてしまわぬよう、できれば事前に弁護士等の専門家又は工商行政管理部门にその実行可能性を確認した後で実行するのがよい。

(里兆法律事務所が2006年3月10日付けで作成)